総務委員会会議記録（第１号）

令和７年　３月　５日

福島県議会

１　日時

令和７年　３月　５日（水曜）

午前　１０時５８分　開会

午後　　１時５３分　散会

２　場所

総務委員会室

３　会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

４　出席委員

委員長	高　宮　光　敏	副委員長	渡　辺　康　平
委　員	渡　辺　義　信	委　員	宮　川　えみ子
委　員	古　市　三　久	委　員	水　野　さちこ
委　員	三　村　博　隆	委　員	江　花　圭　司
委　員	猪　俣　明　伸		

５　議事の経過概要

（午前　１０時５８分　開会）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、水野さちこ委員、三村博隆委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外19件、議員提出議案第73号外２件及び請願４件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

本日は、整理予算関係議案の審査及び採決を行い、その後、議員提出議案及び意見書の提出を求める請願の審査を行う。

なお、一般的事項に対する質問は後日行うので、了承願う。

これより人事委員会事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、人事委員会事務局長の説明を求める。

人事委員会事務局長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

事務局次長兼総務審査課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時　３分　休憩）

（午前　１１時　４分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分外１件を一括議題とする。

直ちに、会計管理者の説明を求める。

会計管理者兼出納局長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨（整理予算）」説明）

高宮光敏委員長

続いて、出納総務課長の説明を求める。

出納総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

出３ページの証紙収入について、減額の要因を聞く。

出納総務課長

人口減少により手数料を納める人が減ったことと、運転免許証更新時に行う高齢者講習の実施が県から民間事業者に移管されたため、これまで県に納められていた手数料が減少したことが主な要因である。

古市三久委員

人口減少によって収入が減る具体的な要因について詳しく聞く。

出納総務課長

個々の手数料について分析は行っていないが、全体として件数が減っている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時１２分　休憩）

（午前　１１時１３分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより監査委員事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、監査委員事務局長の説明を求める。

監査委員事務局長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会監査委員事務局長説明要旨（整理予算）」説明）

高宮光敏委員長

続いて、監査総務課長の説明を求める。

監査総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、監査委員事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時１７分　休憩）

（午前　１１時１９分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより議会事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、議会事務局長の説明を求める。

議会事務局長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会（整理予算）議会事務局長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

事務局次長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、議会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時２２分　休憩）

（午前　１１時２３分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨（整理予算）」説明）

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

江花圭司委員

２月の大雪に関してはまだ積雪が残っており、パイプハウス等農業施設の状況を把握できるのは年度をまたいだ４、５月であるため、各市町村では新年度における救助費の対応に不安を抱いている。危７ページの災害救助法による救助のため計上している約４億1,200万円を翌年度に繰り越す場合や不要となった場合の扱いについて説明願う。

災害対策課長

２月４日からの大雪に関しては､内閣府と協議し各市町村に状況を確認しながら、被害が生じるおそれがあることをもって２月７日以降に19市町村に対し災害救助法を適用した。

災害救助法は人命に関わる即時の救助が必要な場合に適用される。災害救助法では一般的な除雪を障害物の除去という救助項目としており、例えば１ｍを超える屋根の積雪による家屋倒壊のおそれや、雪庇と軒下の積雪がつながり１階の窓を押して破壊する危険性が発生したことにより、居住者の生命に危険が及ぶ場合などに除雪を実施している。したがって、人命に関わらない空き家やパイプハウスは災害救助法の適用外である。なお、パイプハウスの被害については農林水産部の所管であるが、今後被害状況等について査定を実施する。

災害救助費については、県で毎年基金を造成し、必要に応じて国から交付金を受け、全ての救助が終了した後に精算監査を行っている。令和元年東日本台風にかかる精算監査がようやく終了したところである。

古市三久委員

危11ページの防災体制推進費を繰り越すことによって具体的には何が充実されるのか。

災害対策課長

石破政権になって組まれた補正予算で創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の防災関連について、現在、国に交付申請を行っている。

具体的には、１点目が移動式トイレの整備である。これは使用人数が２人程度のコンテナタイプでくみ取りが不要な自立型であり、土木部との連携により防災道の駅猪苗代に設置予定である。

２点目は、簡易トイレ、いわゆる快適トイレの導入を図る。快適トイレとはイベントなどで使用される通常の簡易トイレとは異なり、男女ともに快適に使える洋式水洗トイレであり、200台を用意する計画である。平時は既に協定を締結した民間の建設機器リース会社に保管、活用してもらい、発災時にはそのリース会社を通じて必要台数を配置していく。購入費用についても県とリース会社で折半する予定である。

３点目は、備蓄物資の整備強化である。今年度は避難所の環境整備に力点を置いて設備を整えており、簡易ベッドやプライバシー保護のためのパーティションの導入を計画している。ビッグパレットふくしまなどの大規模避難所が開設された際の後方支援分として、県の現備蓄数に加え新たに簡易ベッド1,700基、パーティション140基を購入し、４か所の備蓄倉庫などに保管する予定である。

国の交付決定が３月末に予定されているため執行が新年度となることから繰り越すものである。

宮川えみ子委員

まず、危７ページの救助費約４億円のうち今回の会津地区の除雪にかかる費用を聞く。

次に、障がい者がヘルパーに来てもらえず食事もできなかった、電話をしても対応してもらえなかったとの声を直接聞いたり報道されたりしていたが、県では要支援者をどのように把握し支援しているのか。

災害対策課長

救助費については、２月４日からの大雪に関する増額分とこれまでに災害救助法

が適用され精算が終了したものの減額分である。そのうち大雪にかかる分は合計３億1,328万2,000円の増額であり、その内容は大きく３点ある。１点目は障害物の除去として2,000世帯分の除雪に関する費用、２点目は積雪により半壊以上の被害を受け避難している10世帯に対する賃貸借型応急仮設住宅の借り上げ費用である。３点目は市町村職員の超過勤務手当にかかる費用であり、通常は市町村が業者に委託した除雪費用を後から県が負担するが、今回の大雪では委託業者が不足したことから、市町村職員が直接出向き勤務時間外まで除雪を行ったことに対する人件費などである。

次に、要支援者への対応については、各市町村に対し、高齢単身世帯や障がい者世帯などの防災に関する要支援者名簿などに基づき除雪等を優先的に行うよう促した。

宮川えみ子委員

災害を最小限に食い止めるためには、県のプッシュ型支援が非常に求められると思うが県の考えを聞く。

災害対策課長

県としては、災害ケースマネジメントの考え方の下、被災者の自立・生活再建ができる限り速やかに進むよう取り組んでおり、今年度末には関係機関との連携体制を立ち上げ来年度以降はより実践的なものにしていく。また、個別避難計画として社会福祉協議会やソーシャルワーカーの協力を得て、発災時には誰が誰を助けるのかなど当事者が必要な行動を取れるような体制づくりを進めている。

今回の大雪に関して必要な対応は行ったと思うが、細かい反省点や改善点があったため、今後の災害対策につなげていく。

危機管理部長

県を含め各自治体においては、災害時に優先的に取り組むべき項目が列挙されている業務継続計画を作成している。発災時の要支援者の安否確認などに人手が必要な場合に計画を発動させ、特に緊急の業務に人員を割り当てることが大切である。今回の大雪に関して委員指摘の要支援者の状況把握についても人員が不足しているという点で、まさに発動させるのが業務継続計画であり、今後、同様の災害が起こった際にはしっかりと機能するよう、県、市町村でも前もってきちんと確認、準備をしておくように働きかけていく。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は午後１時とする。

（午前　１１時５５分　休憩）

（午後　　１時　　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより総務部の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第97号のうち本委員会所管分外１件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「２月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨（整理予算関係）」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

総13ページ、私立学校振興助成費約14億円の減額について、人口減少の影響によ

るものとの説明であったが詳細を聞く。

私学・法人課長

所要見込みによる減額であるが、特に幼稚園児数について7,264人を想定していたところ5,066人であり2,198人の減となった。少子化の進行に加え、保健福祉部で所管している認定こども園に幼稚園８園、園児約900人が移行したことも大きな要因であると考えている。

古市三久委員

幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い予算が減額となったとの理解でよいか。

私学・法人課長

幼稚園児数の減少が大きな要因と考えているが、ほかに高等学校全日制の生徒数も当初見込みから567人減少している。私立学校振興助成費は学校の安定的な運営や年度内の生徒数の変動などを考慮し若干余裕をみて当初予算を編成しており、今回、所要見込みにより減額するものである。

古市三久委員

総務部長の説明にあった国から交付される地方消費税清算金、地方譲与税、地方交付税については増えたという理解でよいか。あわせて増えた要因を聞く。

税務課長

地方消費税については、景気が緩やかに回復しており県内の消費も回復基調にあることから、当初見込みよりも増収となった。地方消費税清算金については、消費に相当する額に応じて各都道府県で清算した結果の額であり、全国的な景気回復により増加している。

古市三久委員

地方消費税収入は増えたのか。

税務課長

今年度の地方消費税については、当初見込みから約29億円の増を見込んでいる。

財政課長

地方譲与税の増額については、全国的に特別法人事業税が増額になったことに伴い県への譲与額が増えた。また、地方交付税の増額については、国の決算により交付税原資となる国税の増収に伴い交付税の再算定が行われ、本県にも追加交付され

たことなどによる。

古市三久委員

歳入全体の約102億円の増額は景気が関係しているのか。

税務課長

県内消費の緩やかな回復や株価の上昇などに伴い、地方消費税や個人県民税の株式譲渡所得割が当初予算から増収になっている。主な税目では地方消費税が約29億円増、県民税譲渡所得割は株式売買が活発だったことに伴い約26億円の増、法人事業税が建設業の収益増などに伴い約10億円の増、県民税配当割が株式の配当が増加したことにより約13億円の増などとなっている。

古市三久委員

令和５年度と比較してどのような傾向か。

税務課長

令和５年度決算額は約2,515億円、今回補正後の６年度県税収入が約2,457億円と約50億円の減収であるが、今年度の定額減税による県税収入への影響額が約50億円だったことを考慮すると、５年度と６年度はおおむね同様の傾向であったと認識している。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、総務部の審査を終わる。

採決のため、暫時休憩する。

（午後　　１時２３分　休憩）

（午後　　１時４７分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

既に各委員会の整理予算関係議案に対する採決が終了しているので、これより整理予算関係議案の採決に入って異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、直ちに採決に入る。

知事提出議案第97号のうち本委員会所管分外２件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第97号のうち本委員会所管分、同第98号及び同第104号、以上３件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第97号のうち本委員会所管分外２件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

これをもって、整理予算関係議案の審査及び採決を終わる。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願う。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は、暫時そのままお待ち願う。

（午後　　１時４９分　休憩）

（午後　　１時５０分　開議）

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案３件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

（書記朗読）

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第73号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

　　可決の方向で願う。

江花圭司委員

　　否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

　　否決の方向で願う。

水野さちこ委員

　　否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

　　議員提出議案第73号については意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

　　異議ないと認め、そのようにする。

　　次に、議員提出議案第74号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

　　可決の方向で願う。

江花圭司委員

　　否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

　　否決の方向で願う。

水野さちこ委員

　　否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

　　議員提出議案第74号については意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

　　異議ないと認め、そのようにする。

　　次に、議員提出議案第75号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第75号については意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願４件のうち、意見書の提出を求める請願を除く継続請願44号外１件については、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願について、請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

（書記朗読）

高宮光敏委員長

新規請願55号については、さきに審査した議員提出議案第73号に関連していることから意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願56号については、さきに審査した議員提出議案第74号に関連していることから意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は３月18日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

３月７日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、総務部の議案及び請願の審査である。

これをもって散会する。

（午後　　１時５３分　散会）